

資料1

まちづくり・住宅再建の現状について

1 まちづくり(面整備)事業について

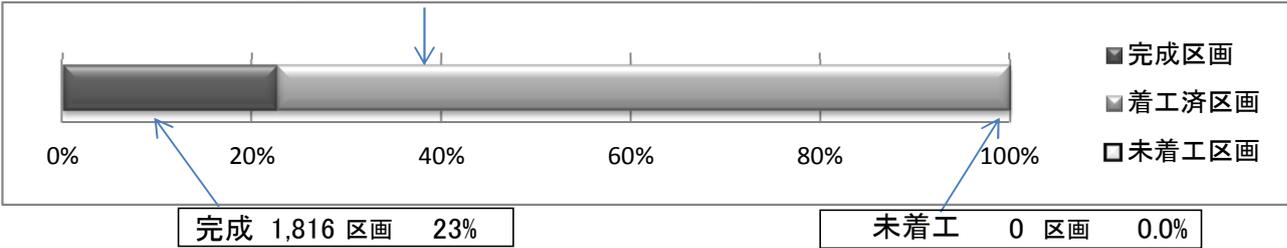
- ◆面整備事業 157 箇所のうち、152 箇所(97%)が着工、81 箇所(52%)が完成。
- 宅地供給 8,012 区画のうち、8,012 区画(100.0%)が着工、1,816 区画(23%)が完成。

平成27年12月末現在

事業名	全体計画			着工済※1		完成※2	
	市町村数	箇所数	区画数	箇所数	区画数	箇所数	区画数
土地区画整理事業	7	18	5,343	18	5,343	0	432
防災集団移転促進事業	7	88	2,205	88	2,205	59	1178
津波復興拠点整備事業	6	10	-	9	-	0	-
漁業集落防災機能強化事業	11	41※3	464	37	464	22	206
計	12	157	8,012	152	8,012	81	1,816

※1 着工済区画数は、一部着工した箇所についても一体的整備として当該地区の全区画数を計上。
 ※2 完成区画数は、一部完成地区の区画を含む。
 ※3 漁業集落防災機能強化事業の全体箇所数には、宅地を整備しない9箇所を含む。

合計 8,012区画 **完成+着工済 8,012 区画 100.0%**



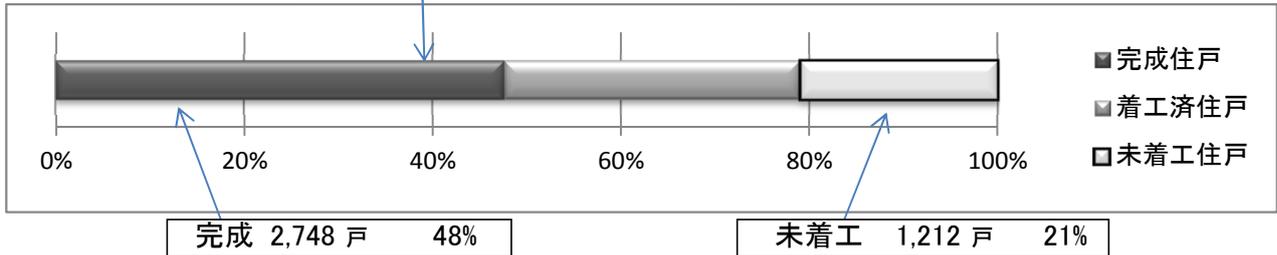
2 災害公営住宅整備事業について

- ◆災害公営住宅 181 団地のうち、132 団地(73%)が着工、85 団地(47%)が完成。
- 戸数ベースでは 5,771 戸のうち、4,559 戸(79%)が着工、2,748 戸(48%)が完成。

平成27年12月末現在

区分 段階	県 56 団地 2,784 戸			市町村 125 団地 2,987 戸			合計 181 団地 5,771 戸		
	団地数	戸数	(進捗率)	団地数	戸数	(進捗率)	団地数	戸数	(進捗率)
地権者内諾済	55	2,726	98%	125	2,987	100%	180	5,713	99%
用地測量発注済	54	2,678	96%	124	2,908	97%	178	5,586	97%
用地取得済	54	2,678	96%	123	2,888	97%	177	5,566	96%
着工済	42	2,269	82%	90	2,290	77%	132	4,559	79%
工事完成	29	1,411	51%	56	1,337	45%	85	2,748	48%

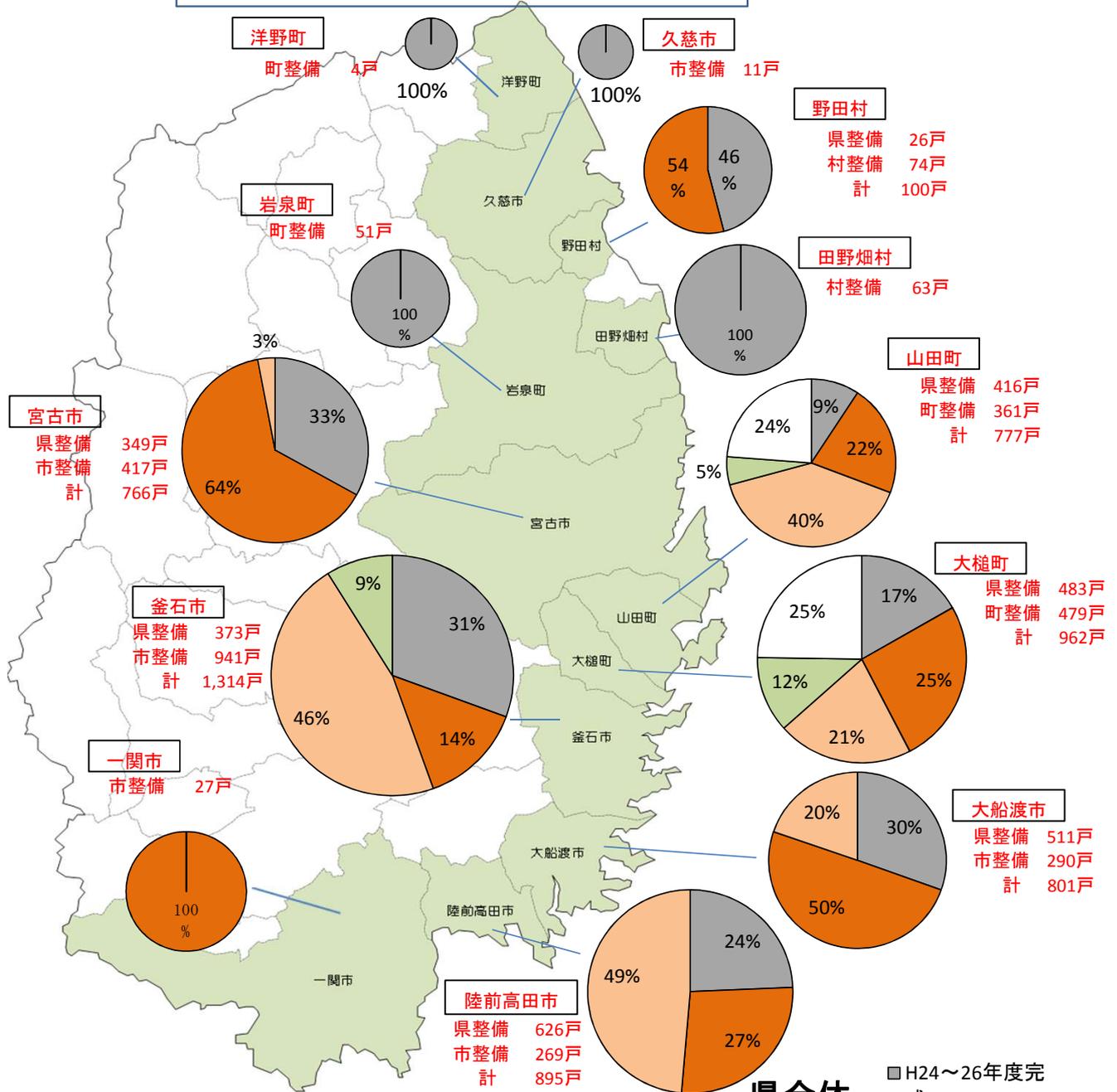
合計 5,771戸 **完成+着工済 4,559 戸 79%**



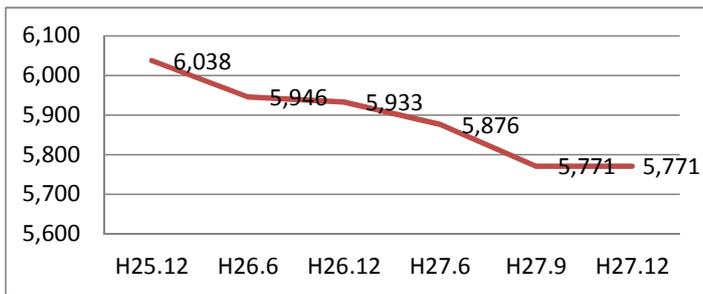
災害公営住宅の年度別供給予定数について

◆ H27.12.31時点「社会資本の復旧・復興ロードマップ」による市町村毎の年度別災害公営住宅供給予定は下図のとおり

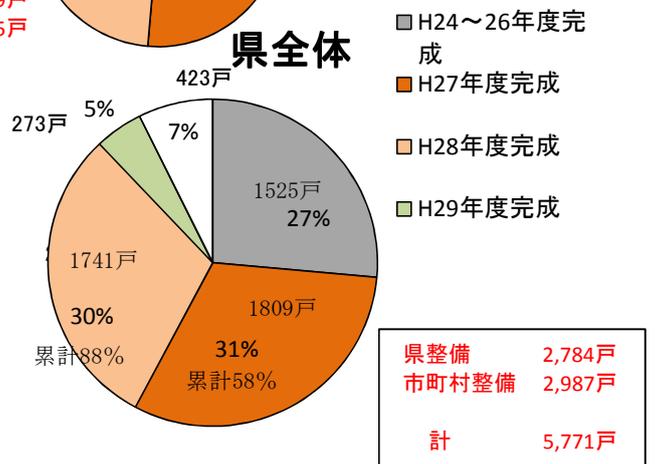
年度別災害公営住宅供給予定戸数



供給予定戸数の推移



県全体



県整備 2,784戸
市町村整備 2,987戸
計 5,771戸

3 住宅再建に係る支援制度について

○ 被災者生活再建支援制度 <事業主体:国・県>

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し支援金を支給。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金がある。

【補助額】住宅新築・購入：最大200万円、補修：最大100万円

	基礎支援金①	加算支援金②	申請率②／①
H27.12.31現在	23,244 件	10,598 件	46%
(H27.3.31現在)	23,207 件	9,407 件	41%

※基礎支援金は、住宅が全壊、大規模半壊、やむを得ず解体した世帯及び長期避難世帯が対象。

[加算支援金の内訳]

	建設・購入	補修	賃貸	計
H27.12.31現在	6,938 件 65%	2,984 件 28%	676 件 6%	10,598 件 100%
(H27.3.31現在)	5,802 件 62%	2,955 件 31%	650 件 7%	9,407 件 100%

※加算支援金は、住宅の再建を開始した者に支給。

○ 被災者住宅再建支援制度 <事業主体:県・市町村>

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入した場合における補助。事業期間はH30まで延長済。

H23～H30の支援想定戸数は 9,518世帯。

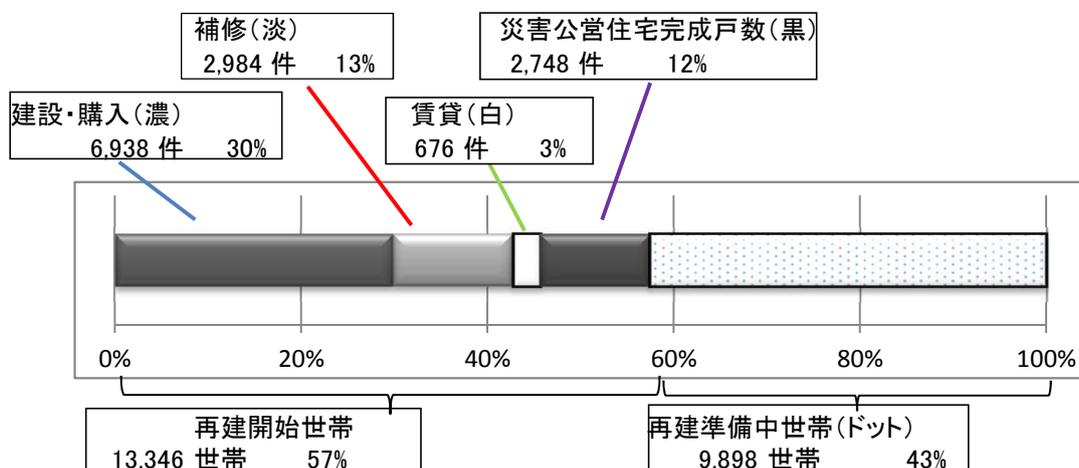
【補助額】複数世帯：最大100万円、単身世帯：最大75万円(負担割合:県2/3 市町村1/3)

[実施状況]

H23～25実績値 (累計) (復興実施計画第1期)	H26.4～27.12の 実績値	合計 (累計)
3,175 世帯	2,451 世帯	5,626 世帯

4 住まいの再建の状況(試算)(12月末現在)

住宅の再建を開始した者に支給される被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請件数 10,598 件に、災害公営住宅の完成戸数 2,748 戸を加えたものを住まいの再建が開始されたとみなすと、基礎支援金受給者 **23,244 件(全県)**に対し、**13,346 世帯となり、57% が再建を開始。**



内陸部における災害公営住宅の整備のための意向調査の実施について

1. 内陸部における災害公営住宅の整備について

東日本大震災津波で被災し、内陸部のみなし仮設住宅等に避難している世帯が未だ相当数いますが、既に内陸で生活基盤（仕事、学校、病院等）を築いている世帯も多く、沿岸市町村に戻らない意向を示している方々も多数いらっしゃいます。

それらの世帯の中には、自力での住宅確保が困難な低額所得者や高齢者世帯等もいるため、支援のあり方を検討してきたところですが、関係市町との協議も踏まえ、入居できる者を限定することとし、建設戸数及び建設場所を検討するための意向調査を実施します。

2. 内陸部の災害公営住宅に入居できる者について

内陸部で建設する災害公営住宅※については、沿岸市町村からの人口流出を促進しないこと、また、自力での住宅再建が困難な者への支援という観点から、入居できる者について、通常災害公営住宅の要件のほかに、以下を加えることとします。

- ① 平成 27 年 4 月 1 日時点で内陸市町のみなし仮設住宅等に居住していること。
- ② これまで、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと。具体的には、
 - 1) 沿岸市町村の災害公営住宅に応募又は入居希望をしていないこと。
 - 2) 防災集団移転促進事業等により沿岸市町村が整備する宅地の取得を希望していないこと。
 - 3) 沿岸市町村が行う意向調査等において、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと。
- ③ 被災者生活再建支援金加算支援金等の住宅再建等に係る補助金等を申請していないこと。
- ④ 通常公営住宅に入居可能な低額所得者等であること。

※ 現在、一関市内で建設中の災害公営住宅（沢内団地）を除く。

3. 今後の進め方について

以下のスケジュールを基本に、関係市町等と連携しながら手続き等を進めていきます。

時 期	内 容
H28.1 月～	内陸避難者への意向調査の実施
H28.3 月末	集計結果の公表
H28.4 月以降	建設戸数・建設場所の検討

【担当】 建築住宅課 総括課長 勝又 住宅課長 辻村（内 5933）

岩手県内陸部における災害公営住宅への入居希望調査

【調査の趣旨】

岩手県では、東日本大震災津波により岩手県内の内陸部等に避難され、このまま現在お住まいの市町村に留まる意向をお持ちの方々の住宅再建支援を目的に、内陸部において災害公営住宅を建設するための意向調査を実施することとしました。

この調査は、建設戸数及び建設場所を検討するための大切な調査ですので、お手数ですが必ずご回答くださいますようお願いいたします。

回答期限：平成 28 年 2 月 15 日

【注意事項他】

- ① 今回の調査結果を踏まえ具体の建設場所を決定することとなりますので、必ずしもご希望の市町に災害公営住宅を建設することを約束するものではありません。
(ただし、入居要件を満たす方が、今回の調査で入居を希望し、かつ、希望する市町村に災害公営住宅が建設される場合には、**優先的に入居**できることとします。)
- ② この調査結果は、被災時に居住していた市町村とデータを共有させていただきます。
(入居要件を満たすか否かについて、被災時に居住されていた市町村に照会します。)
- ③ 入居に際しては、**改めて入居申込みの手続きが必要**となります。

※ 「岩手県沿岸部」とは、久慈市、洋野町、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市です。
「岩手県内陸部」とは、上記以外の岩手県内の市町村を指します。
- ④ 建設することとなった場合、入居時期は平成 30 年度頃になる見込みです。
- ⑤ 建設場所については既存の県営住宅と同程度の条件の土地を選定することとしていますが、具体的な場所は未定です。
- ⑥ 調査票（表裏）に所用事項を記入し、返信用封筒により返送してください。

この調査に不明な点がある場合は、以下に**問合せ**願います。
岩手県県土整備部 建築住宅課 住宅担当 箱石・佐々木
電話番号 019-629-5933、5934

また、この調査票に関する**相談会**を県内 4 箇所で開催します。
対面での確認を希望される方は、**同封**の資料を参照願います。

調 査 票

お名前(世帯主等)： _____

世帯人数： _____ 人

被災時居住市町村名： _____

現住所： _____ 電話： _____

【確認】

以下の**入居要件に該当することを確認**し、該当する場合は□にチェックを入れてください。

全ての項目に該当する方が、入居対象となります。

(記入例： □ → 又は □ →)

- 1) 入居しようとする全ての方の収入の合計額が一定基準額以下であること
(一般の公営住宅と同様の収入基準としています。詳しくは、同封の「収入基準額及び家賃額について」をご確認ください)
- 2) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、岩手県沿岸部以外のみなし仮設住宅等で避難生活を送っていること
- 3) これまでの意向調査等において、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと
 - ・沿岸市町村の災害公営住宅に応募又は入居希望していないこと
 - ・防災集団移転促進事業等により市町村が整備する宅地の取得を希望していないこと
 - ・沿岸市町村が行う意向調査において、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと
- 4) 被災者生活再建支援金加算支援金等の住宅再建に係る補助金等を申請していないこと
- 5) 上記 1)~4)のほか、東日本大震災津波により住宅を滅失した者(全壊・全焼・全流出又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者)など、通常の災害公営住宅の入居要件を満たすこと (同封の資料でご確認ください。)

以上の入居要件に該当します

【設問 1】

岩手県等が建設する内陸部市町での災害公営住宅の入居を希望しますか。

該当する項目の番号をひとつ○で囲んでください。

- 1 希望する市町村に災害公営住宅が建設されるのであれば、具体の場所に関わらず入居を希望する → 設問 2 及び 設問 3 へ (裏面)
- 2 建設される場所を見て入居を判断する (建設場所によっては、入居しないこともある。) → 設問 2 及び 設問 3 へ (裏面)
- 3 入居を希望しない →
- 4 未 定 →

災害公営住宅の**建設戸数**については、1の「建設される具体の場所に関わらず入居を希望する。」を選択した方の数をもとに検討する予定です。

また、希望の市町村で災害公営住宅が建設された場合には、1を選択した方が優先的に入居できることとする予定です。

【設問2】

入居を予定している世帯は何世帯ですか。また、入居予定人数は、それぞれ何名ですか。

該当する項目の番号を○で囲み、下線部に人数を記入してください。

また、車椅子対応住宅を希望する場合は、その旨を備考欄に記述願います。）

- 1 1世帯 (____名入居予定)
- 2 2世帯 (____名入居予定、____名入居予定)
- 3 3世帯 (____名入居予定、____名入居予定、____名入居予定)
- 備考 (_____)

【設問3】

入居を希望する市町は、どちらですか。

該当する項目の番号をひとつ○で囲んでください。

- 1 盛岡市
- 2 花巻市
- 3 遠野市
- 4 北上市
- 5 奥州市
- 6 一関市 (旧一関市)
- 7 一関市 (旧千厩町)
- 8 その他〔上記以外の場合に記述してください：_____〕

調査は、これで終了です。

内陸部に建設する災害公営住宅の収入基準及び家賃額について

1 収入基準について

次の計算式で求めた収入月額が 158,000 円以下（世帯全員が 60 歳以上又は小学校入学前の子がいる場合、障がいがある方がいる場合等は 214,000 円以下）の場合は、入居資格があります。

$$\text{収入月額} = \left(\text{所得金額} (\text{※1}) - \text{各種控除金額} (\text{※2}) \right) \div 12$$

※1 所得金額

- ・市町村長発行の所得証明書等の「所得金額」又は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
- ・収入がある方が複数いる場合は、**世帯全員の合計額**となります。
- ・災害等により損失の繰越控除がある場合等、上記計算式の例外があります。

※2 各種控除額

- ・扶養親族の数等により所得金額から次のとおり控除を行います。

区 分	控除対象者	控除額 (1人につき)
①同居親族控除	世帯主以外の人	38 万円
②扶養親族控除	世帯主の所得税法上の扶養親族控除の対象の人	38 万円
③老人扶養親族控除	①、②のうち、満 70 歳以上の人	10 万円
④特定扶養親族控除	①、②のうち、満 16 歳以上 23 歳未満の人	25 万円
⑤障がい者控除	世帯主及び①、②のうち、障がいがあり、手帳の交付を受けている人 (⑥以外)	27 万円
⑥特別障がい者控除	⑤のうち、重度 (1 級、2 級、A 級) の人	40 万円
⑦寡婦控除	夫と離婚等し、婚姻していない人で子を養育している人又は子を養育していないが、所得が 500 万円以下の人	27 万円
⑧寡夫控除	妻と離婚等し、婚姻していない人で、子を養育している所得が 500 万円以下の人	27 万円

《各種控除額の計算例》

当てはまる控除区分が複数ある場合は、全ての区分の控除を行います。

- (1) 世帯主 40 歳、配偶者 35 歳 (同居、所得なし)、子 10 歳 (同居、所得なし) の場合
38 万円 (②同居親族控除) × 2 人 = 76 万円
- (2) 世帯主 45 歳、配偶者 45 歳 (同居、所得なし)、子 1 人 (20 歳 (別居、所得なし)) の場合
38 万円 (②同居親族控除) + 38 万円 (②扶養親族控除) + 25 万円 (④特定扶養親族控除) = 101 万円
- (3) 世帯主 65 歳、配偶者 70 歳の場合
38 万円 (②同居親族控除) + 10 万円 (③老人扶養親族控除) = 48 万円
- (4) 世帯主 65 歳 (特別障がい者)、配偶者 65 歳 (同居、所得なし) の場合
40 万円 (⑥特別障がい者控除) + 38 万円 (①同居親族控除) = 78 万円
- (5) 世帯主 45 歳 (女性 (離婚後独身)、所得額 250 万円)、子 1 人 (20 歳 (別居、所得なし)) の場合
27 万円 (⑦寡婦控除) + 63 万円 (38 万円 (②扶養親族控除) + 25 万円 (④特定扶養親族控除)) = 90 万円

2 家賃の目安について

家賃は、住宅の建設費や建設場所、世帯の収入月額等によって決まります。正確な家賃は建設後でないと決定しませんが、参考までに災害公営住宅の家賃の例（釜石市平田アパートの1年目の家賃）を紹介します。

(単位：円)

収入月額	1DK	2DK	3DK	1DK (車椅子対応)	2DK (車椅子対応)	備考
0	4,900	6,000	6,900	6,100	7,100	東日本大震災に伴う家賃の特別低減措置(6年目以降段階的に家賃増額)
1~40,000	8,300	10,200	11,700	10,300	12,100	
40,001~60,000	11,700	14,400	16,500	14,500	17,000	
60,001~80,000	15,100	18,600	21,300	18,800	22,000	
80,001~104,000	15,900	19,600	22,500	19,900	23,200	
104,001~123,000	18,400	22,700	26,000	22,900	26,800	
123,001~139,000	21,000	25,900	29,800	26,200	30,700	
139,001~158,000	23,700	29,300	33,600	29,600	34,600	
158,001~186,000	27,100	33,400	38,400	33,800	39,600	
186,001~214,000	31,300	38,600	44,300	39,000	45,700	

《家賃の算定例》

(1) サラリーマン世帯（3人家族（夫婦2人、子（小学生）1人）が平田アパート2DKに入居する場合

世帯員	年齢	職業	収入区分	所得額(A)	控除額(B)	控除後の所得額(C) ((A) - (B))
夫	40	会社員	給与	2,500,000		/
妻	36	無職	なし	0	380,000	
子	11	小学生	なし	0	380,000	
合計				(a)2,500,000	(b)760,000	1,740,000

収入月額 = ((a)2,500,000円 - (b)760,000円) ÷ 12 = 145,000円

家賃額 29,300円

(2) 高齢者世帯（高齢者夫婦2人、収入は公的年金のみ）が平田アパート2DKに入居する場合

世帯員	年齢	職業	収入区分	年金受給額	所得額(A) ※	控除額(B)	控除後の所得額(C) ((A) - (B))
夫	80	無職	年金	1,400,000	200,000	0	/
妻	74	無職	年金	800,000	0	100,000	
合計					(a)200,000	(b)100,000	100,000

収入月額 = ((a)200,000円 - (b)100,000円) ÷ 12 = 8,333円

家賃額 6,000円

※65歳以上で公的年金額が120万円を超え330万円未満の場合は、受給額から120万円を控除した額が所得額となります。また、120万円以下の場合所得額は0円となります。

この資料では、概要説明に留めていますので年間収入額から家賃算定に必要な所得額を算出する方法については説明を割愛しています。所得が年金のみの場合の所得額計算方法については、国税庁ホームページ等を御覧になるか、説明会等でお尋ねください。

相談会の開催について

- 次の日程により、この入居希望調査に関する個別相談会を開催します。
対面で確認したいことがある方は、各会場におこしてください。

日 時	場 所	住 所
2月3日(水) 10:00~12:00 13:00~15:00	もりおか復興支援センター	盛岡市内丸3-46 (盛岡市役所内丸分庁舎)
2月4日(木) 10:00~12:00 13:00~15:00	岩手県遠野地区合同庁舎 1階B会議室	遠野市六日町1-22
2月5日(金) 10:00~12:00 13:00~15:00	岩手県北上地区合同庁舎 本館2階第1会議室	北上市芳町2-8
2月9日(火) 10:00~12:00 13:00~15:00	岩手県一関地区合同庁舎 千厩分庁舎 1階小会議室	一関市千厩町千厩字北方85-2

通常の災害公営住宅の入居要件について

災害公営住宅に入居する場合、以下に記述の要件（１）から（４）を全て満たす必要があります。

（１）次のいずれかを満たす者であること。

- ① 東日本大震災津波により住宅を滅失した者（全壊、全焼、全流出又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者）
- ② 震災により住宅の損傷の程度が一部損壊であって、修繕や補修では住宅の機能を回復することができないとされ解体を余儀なくされた者
- ③ 震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなり住宅を失った者
- ④ 震災の復興に伴い実施される国で定める事業（都市計画事業など）の実施に伴い移転を余儀なくされた者

（２）応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。

（３）暴力団員が申込世帯にいないこと。

（４）公営住宅の明渡し処分から２年経過し、かつ、家賃等滞納債務がないこと。